

# 藤沢市議会定例会議案

2022年（令和4年）6月6日提出

## 目 次

議案第 4 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋) ……………	1
議案第 5 号	工事請負契約の締結について (弁天橋改修工事 (その1)) ……………	5
議案第 6 号	工事請負契約の締結について (市営渋谷ヶ原住宅1、2、3号棟・集会棟外壁等改修工事) ……………	10
議案第 7 号	工事請負契約の締結について (市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事) …	14
議案第 8 号	工事請負契約の締結について (八松小学校校舎棟外壁等改修工事) ……………	18
議案第 9 号	市道の認定について ……………	22
議案第10号	市道の廃止について ……………	24
議案第11号	損害賠償額の決定について ……………	26
議案第12号	藤沢市手数料条例等の一部改正について ……………	28
議案第13号	藤沢市都市公園条例の一部改正について ……………	30
議案第14号	藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部改正について ……………	31
議案第15号	藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について ……………	32
議案第16号	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正に ついて ……………	34

議案第 17 号	藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について	
	.....	36

財産の取得について

災害備蓄用簡易トイレ処理袋を次のとおり取得する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

災害備蓄用簡易トイレ処理袋 117,360セット

2 契約の相手方

藤沢市朝日町10番地の7 旭ビル5階

株式会社河本総合防災湘南支店

支店長 伊 藤 政一郎

3 取得価格

126,083,760円

4 取得時期

2023年（令和5年）3月24日

提案理由

災害時のトイレ設備の充実を図るため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

## 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

< 議案第 4 号資料 1 >

災害備蓄用簡易トイレ処理袋供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市朝日町 10 番地の 7 旭ビル 5 階  
株式会社河本総合防災湘南支店  
支店長 伊藤 政一郎
- 2 資本金 80,000 千円
- 3 職員数 全体 95 人 湘南支店 5 人
- 4 創業 1957 年 (昭和 32 年)
- 5 主な物件供給実績  
災害備蓄用長期保存食 (藤沢市発注)  
2022 年 (令和 4 年) 3 月納入  
9,188 千円  
災害備蓄用簡易トイレ処理袋等 (藤沢市発注)  
2020 年 (令和 2 年) 9 月納入  
67,979 千円

<議案第4号資料2>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
株式会社河本総合防災湘南支店	114,621,600円	落札
有限会社フィールド藤沢支店	115,404,000円	
有限会社関根商店		入札書 不着

予 定 価 格	115,404,000円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

弁天橋改修工事（その1）について、次のとおり請負契約を締結する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

弁天橋改修工事（その1）

幸和・西尾建設共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町二丁目20番17号

株式会社幸和

代表取締役 大 澤 宏

2 工事の概要

(1) 橋脚耐震化工事

(2) 仮設工事一式

3 契約金額

225,500,000円

4 工事の場所

藤沢市片瀬海岸二丁目15番地先

5 工 期

議決の日着工

2023年（令和5年）6月21日しゅん工予定



## 提案理由

弁天橋改修工事（その1）について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

## 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
（契約）

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第5号資料1>

弁天橋改修工事（その1）請負契約の相手方状況調書（1）

- 1 会社名 藤沢市辻堂元町二丁目20番17号  
株式会社幸和  
代表取締役 大澤 宏
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高
- |         |        |           |
|---------|--------|-----------|
| 令和3年9月期 | 土木一式工事 | 90,000千円  |
|         | その他工事  | 207,203千円 |
|         | 合計     | 297,203千円 |
| 令和2年9月期 | 土木一式工事 | 304,852千円 |
|         | その他工事  | 233,833千円 |
|         | 合計     | 538,685千円 |
- 4 職員数 技術職員 6人  
事務職員 1人  
合計 7人
- 5 創業 1977年（昭和52年）
- 6 主な工事実績
- 江の島東ポンプ場圧送管（三次）改修工事（藤沢市発注）  
2020年（令和2年）7月しゅん工  
151,826千円
- 企水第916号 佐助送水管基幹管路更新工事（第3工区）（藤沢市以外発注）  
2020年（令和2年）5月しゅん工  
104,071千円

弁天橋改修工事（その1）請負契約の相手方状況調書（2）

- 1 会社名 藤沢市鶴沼石上三丁目3番2号  
株式会社西尾建設  
代表取締役 西尾 雄一郎
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高
- |          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| 令和2年4月期  | 土木一式工事 | 246,852千円 |
|          | その他工事  | 106,942千円 |
|          | 合計     | 353,794千円 |
| 平成31年4月期 | 土木一式工事 | 433,488千円 |
|          | その他工事  | 484,919千円 |
|          | 合計     | 918,407千円 |
- 4 職員数 技術職員 9人  
事務職員 3人  
合計 12人
- 5 創業 1966年（昭和41年）
- 6 主な工事実績
- 藤沢聖苑北側斜面地対策工事（藤沢市発注）  
2022年（令和4年）1月しゅん工  
185,636千円
- 大庭城址公園法面对策工事（藤沢市発注）  
2021年（令和3年）3月しゅん工  
128,497千円

<議案第5号資料2>

弁天橋改修工事（その1）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
弁天橋改修工事（その1）幸和・西尾建設共同企業体	千円 205,000	落 札
弁天橋改修工事（その1）堀本工務店・堀本建設共同企業体	211,000	
弁天橋改修工事（その1）湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体	249,000	
弁天橋改修工事（その1）三和工業・水村工務店共同企業体	250,000	
弁天橋改修工事（その1）西建設工業・用田建設共同企業体		辞 退
弁天橋改修工事（その1）日高建設・清光建設共同企業体		辞 退

予 定 価 格	千円 219,530	
調 査 基 準 価 格	201,280	
失 格 基 準 価 格	181,152	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

市営渋谷ヶ原住宅1、2、3号棟・集会棟外壁等改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市大庭5138番地の1

西建設工業株式会社

代表取締役 西 山 一

2 工事の概要

(1) 外壁改修工事一式

(2) 屋根及び防水改修工事一式

(3) その他附帯工事一式

3 契約金額

229,842,360円

4 工事の場所

藤沢市湘南台四丁目33番地

5 工 期

議決の日着工

2023年（令和5年）2月28日しゅん工予定

## 提案理由

市営渋谷ヶ原住宅1、2、3号棟・集会棟外壁等改修工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

< 議案第 6 号資料 1 >

市営渋谷ヶ原住宅 1、2、3 号棟・集会棟外壁等改修工事請負契約の  
相手方状況調書

- 1 会 社 名 藤沢市大庭 5 1 3 8 番地の 1  
西建設工業株式会社  
代表取締役 西 山 一
- 2 資 本 金 3 3, 6 0 0 千円
- 3 年 間 工 事 高  
令和 3 年 2 月 期 建築一式工事 1 1 2, 5 0 0 千円  
その他工事 1, 2 0 3, 2 2 4 千円  
合 計 1, 3 1 5, 7 2 4 千円  
令和 2 年 2 月 期 建築一式工事 6 4, 7 3 3 千円  
その他工事 1, 0 6 7, 7 4 7 千円  
合 計 1, 1 3 2, 4 8 0 千円
- 4 職 員 数 技術職員 2 1 人  
事務職員 9 人  
合 計 3 0 人
- 5 創 業 1 9 6 6 年 (昭和 4 1 年)
- 6 主 な 工 事 実 績  
善行市民センター改築工事 (建築工事・2 期) (藤沢市発注)  
2 0 2 2 年 (令和 4 年) 2 月しゅん工  
門倉組・西建設工業共同企業体  
(3 8 5, 0 0 0 千円)  
持分 1 1 5, 5 0 0 千円  
令和元年度 河川改修工事 (前金付県債) (その 1) (藤沢市以外発注)  
2 0 2 1 年 (令和 3 年) 3 月しゅん工  
2 1 1, 7 8 3 千円

<議案第6号資料2>

市営渋谷ヶ原住宅1、2、3号棟・集会棟外壁等改修工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
西建設工業株式会社	208,947,600 <sup>円</sup>	落札
株式会社堀本工務店	213,000,000	
アイグステック株式会社	225,500,000	
株式会社アトラス湘南	230,000,000	
株式会社丸山工務所	239,146,000	
株式会社田中建設工業	252,000,000	
ミヤマ建設株式会社	170,000,000	失格
タイヨー建設株式会社	179,990,000	失格
株式会社湘南営繕協会	193,450,000	失格

予 定 価 格	247,100,000 <sup>円</sup>	
調 査 基 準 価 格	224,010,000	
失 格 基 準 価 格	201,609,000	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。



工事請負契約の締結について

市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市亀井野一丁目24番地の2

株式会社湘南宮繕協会

代表取締役 最上 重夫

2 工事の概要

(1) 外壁改修工事一式

(2) 屋根及び防水改修工事一式

(3) その他附帯工事一式

3 契約金額

160,105,000円

4 工事の場所

藤沢市長後2450番地

5 工期

議決の日着工

2023年（令和5年）2月28日しゅん工予定

## 提案理由

市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第7号資料1>

市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事請負契約の  
相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市亀井野一丁目24番地の2  
株式会社湘南営繕協会  
代表取締役 最上重夫
- 2 資本金 100,000千円
- 3 年間工事高
- |         |        |             |
|---------|--------|-------------|
| 令和3年3月期 | 建築一式工事 | 632,980千円   |
|         | その他工事  | 395,325千円   |
|         | 合計     | 1,028,305千円 |
| 令和2年3月期 | 建築一式工事 | 852,500千円   |
|         | その他工事  | 613,255千円   |
|         | 合計     | 1,465,755千円 |
- 4 職員数 技術職員 19人  
事務職員 15人  
合計 34人
- 5 創業 1983年(昭和58年)
- 6 主な工事実績
- 県営追浜第二団地公営住宅建築工事(6期)(藤沢市以外発注)  
2022年(令和4年)3月しゅん工  
361,966千円
- 六会中学校屋内運動場建設工事(建築)(藤沢市発注)  
2020年(令和2年)1月しゅん工  
湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体  
(684,504千円)  
持分 479,152千円

<議案第7号資料2>

市営長後住宅1、2、3号棟・倉庫外壁等改修工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘要
株式会社湘南営繕協会	千円 145,550	落札
株式会社田中建設工業	149,200	
ミヤマ建設株式会社	151,000	
株式会社丸山工務所	158,940	
タイヨー建設株式会社	169,990	
株式会社堀本工務店	179,600	
西建設工業株式会社		辞退
アイグステック株式会社		辞退
株式会社大春工務店	129,500	失格
大旭建業株式会社	131,000	失格

予 定 価 格	千円 173,900	
調 査 基 準 価 格	157,490	
失 格 基 準 価 格	141,741	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

八松小学校校舎棟外壁等改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

藤沢市大庭5221番地の13

ミヤマ建設株式会社

代表取締役 端山正明

2 工事の概要

(1) 外壁改修工事一式

(2) 防水改修工事一式

(3) その他附帯工事一式

3 契約金額

192,500,000円

4 工事の場所

藤沢市辻堂元町三丁目1番6号

5 工期

議決の日着工

2023年（令和5年）1月19日しゅん工予定

## 提案理由

八松小学校校舎棟外壁等改修工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

< 議案第 8 号資料 1 >

八松小学校校舎棟外壁等改修工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市大庭 5 2 2 1 番地の 1 3  
ミヤマ建設株式会社  
代表取締役 端 山 正 明
- 2 資本金 2 1, 0 0 0 千円
- 3 年間工事高  
令和 3 年 5 月期  
建築一式工事 9 0 2, 4 7 5 千円  
その他工事 6 9 8, 6 6 5 千円  
合 計 1, 6 0 1, 1 4 0 千円  
令和 2 年 5 月期  
建築一式工事 7 9 7, 3 4 7 千円  
その他工事 4 7 0, 0 3 6 千円  
合 計 1, 2 6 7, 3 8 3 千円
- 4 職員数 技術職員 1 3 人  
事務職員 5 人  
合 計 1 8 人
- 5 創 業 1 9 7 2 年 (昭和 4 7 年)
- 6 主な工事実績  
湘洋中学校屋内運動場外壁等改修工事 (藤沢市発注)  
2 0 2 2 年 (令和 4 年) 3 月しゅん工  
8 1, 6 2 0 千円  
市営滝ノ沢住宅 1 号棟外壁等改修及び防音工事 (藤沢市発注)  
2 0 1 9 年 (平成 3 1 年) 3 月しゅん工  
1 5 9, 8 4 0 千円

<議案第8号資料2>

八松小学校校舎棟外壁等改修工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘要
ミヤマ建設株式会社	千円 175,000	落札
株式会社堀本工務店	183,920	
株式会社田中建設工業	184,200	
株式会社大春工務店	196,000	
西建設工業株式会社		辞退
アイグステック株式会社		辞退
大旭建業株式会社	171,000	失格
株式会社丸山工務所	171,500	失格
タイヨー建設株式会社	172,000	失格
株式会社湘南営繕協会	173,700	失格

予 定 価 格	千円 213,300	
調 査 基 準 価 格	193,280	
失 格 基 準 価 格	173,952	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。



## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 953号線	鵜沼桜が岡三丁目5965番8地先	4.5	30.6
		鵜沼桜が岡三丁目5964番4地先		
2	鵜沼 954号線	本鵜沼四丁目3802番28地先	4.5 ～ 5.0	80.2
		本鵜沼四丁目3802番36地先		
3	辻堂 683号線	辻堂東海岸一丁目19番55地先	4.5	28.3
		辻堂東海岸一丁目19番61地先		
4	藤沢 778号線	鵜沼神明四丁目161番6地先	4.5	34.9
		鵜沼神明四丁目161番7地先		
5	藤沢 779号線	藤沢五丁目66番1地先	4.5	33.5
		藤沢五丁目27番1地先		
6	藤沢 780号線	西富字西原489番4地先	5.2	14.8
		西富字西原489番7地先		
7	御所見 1148号線	宮原字東原3589番14地先	4.5	34.6
		宮原字東原3589番23地先		

8	御所見	葛原字前田 2 1 8 8 番 1 7 地先	4.5	40.4
	1 1 4 9 号線	葛原字前田 2 1 8 8 番 1 4 地先		

#### 提案理由

鵜沼 9 5 3 号線ほか 7 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## 市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	川名 1954-5 号線	川名一丁目108番1地先	1.5	45.0
		川名一丁目103番3地先		
2	六会 202号線	西俣野字北窪291番1地先	2.8 ～ 5.6	25.0
		西俣野字北窪289番1地先		
3	六会 562号線	石川字鍛冶山24番地先	1.0 ～ 2.0	13.0
		石川字鍛冶山26番地先		
4	遠藤 409-1 号線	遠藤字東原3197番4地先	1.8	128.0
		遠藤字東原3200番1地先		
5	遠藤 409-2 号線	遠藤字東原3198番5地先	1.2	24.0
		遠藤字東原3199番9地先		
6	用田 522-1 号線	用田字南原573番2地先	1.8	16.0
		用田字南原573番2地先		

#### 提案理由

川名1954-5号線ほか5路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

損害賠償額の決定について  
次のとおり損害賠償額を決定する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

23,451,062円

2 相手方

藤沢市

3 事案の概要

市で公開していた指定道路調書に基づき建築された一戸建ての住宅において、当該指定道路調書の誤記を原因として生じた道路後退不足並びにこれに伴う敷地面積の減少による容積率及び建蔽率の超過を解消し、建築基準法に適合させるための費用について、相手方への賠償が発生したもの

提案理由

指定道路調書の誤記による損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

## 参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

藤沢市手数料条例等の一部改正について  
藤沢市手数料条例等の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例等の一部を改正する条例  
（藤沢市手数料条例の一部改正）

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表54の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表55の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表68の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表69の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

（藤沢市都市景観条例の一部改正）

第2条 藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号ア、同条第3号及び第32条第1号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

（藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

（藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正）

第4条 藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第95条中「第85条第5項若しくは第6項」を「第85条第6項若しくは第7項」に、「第87条の3第5項若しくは第6項」を「第87条の3第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の改正に伴い、規定の整備をする必要による。



藤沢市都市公園条例の一部改正について  
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例  
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第13号」を「第15号」に改める。

別表第9に次のように加える。

遠藤笹窪谷公園

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、遠藤笹窪谷公園の管理を指定管理者に行わせる等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市  
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の2ただし書中「あつては」の次に「、新産業の森北部地区整備計画区域  
を除き」を加える。

別表第4新産業の森北部地区整備計画区域の項中「10分の5」を「10分の6」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新産業の森北部地区地区計画において地区整備計画が  
変更されたことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について変更  
する必要による。

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について  
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例  
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように  
 改正する。

別表第1 善行駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢本町駅自転車駐車場	藤沢市藤沢四丁目6309番8	自転車	午前零時から 午後12時まで
藤沢本町駅第2自転車駐車場	藤沢市藤沢四丁目6346番1	自転車	午前零時から 午後12時まで

別表第2 善行駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢本町駅自転車駐車場	定期利用	1月	1,500円		
		3月	4,500円		
		6月	9,000円		
	一時利用	1回	100円		
藤沢本町駅第2自転車駐車場	定期利用	1月	1,500円		
		3月	4,500円		
		6月	9,000円		
	一時利用	1回	100円		

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢本町駅の周辺に新設する有料自転車駐車を公共の用に供する必要がある。

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について  
藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例（平成15年藤沢市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「別表第1に定める額の施設利用料」を「指定管理者（第15条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条及び第11条において同じ。）に利用料金」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 利用料金の金額は、別表第1に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第11条を次のように改める。

（利用料金及び使用料の減免）

第11条 指定管理者は、市長が規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

第19条第2項中「施設利用料又は」を削る。

別表第1中「施設利用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の令和5年度以降の指定管理者による管理について、利用者から徴収する料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入することで、指定管理者の経営努力により一層の集客を図るため、所要の改正をする必要による。

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について  
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1非紹介患者初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介により来院した患者以外の患者の初診に際し徴収する使用料をいう。）の項及び紹介済患者再診料（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行つた患者の再診に際し徴収する使用料をいう。）の項を次のように改める。

非紹介患者初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介により来院した患者以外の患者の初診に際し徴収する使用料をいう。）	次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（前に定めるもの以外の一般診療料の項の規定の適用を受ける者にあつては、その金額に1.5を乗じて算出した金額） (1) 医師である保険医による初診の場合 7,000円 (2) 歯科医師である保険医による初診の場合 5,000円	「初診」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診をいう。
紹介済患者再診料（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行つた患者の再診に際し徴収する使用料をいう。）	次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（前に定めるもの以外の一般診療料の項の規定の適用を受ける者にあつては、その金額に1.5を乗じて算出した金額） (1) 医師である保険医による再診の場合 3,000円 (2) 歯科医師である保険医による再診の場合 1,900円	「再診」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般

	病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院を除いた病院をいう。
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる初診及び再診について適用し、同日前に行われた初診及び再診については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部が改正されたことに伴い、他の保険医療機関からの紹介状を持参せず受診した患者等から徴収する選定療養費の額を改定することから、所要の改正をする必要による。